

# 林野火災注意報・警報の運用開始について

(令和8年1月1日から)

令和7年2月に発生した大規模な林野火災を受け、令和8年1月1日から、火災予防条例の改正に基づき「林野火災注意報」及び「林野火災警報」の運用が始まります。

林野火災は、その多くがたき火や火入れなど人為的な要因で発生しています。

気象状況により火災の危険性が高まった場合、注意報や警報を発令し、火の使用に関する注意喚起や制限を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## ○ 林野火災注意報・警報とは

林野火災の発生しやすい気象条件になった際、発令する情報です。

| 区 分         | 発令の目的                                            | 火の使用制限          | 罰 則                            |
|-------------|--------------------------------------------------|-----------------|--------------------------------|
| 林野火災<br>注意報 | 火災予防上「注意」が必要な気象状況になった場合                          | 火の使用制限は<br>努力義務 | 罰則なし                           |
| 林野火災<br>警報  | 火災予防上「危険」な気象状況になった場合（注意報の基準に加え、強風注意報等が発表された場合など） | 火の使用制限は<br>義務   | 違反者は30万円以下の罰金または拘留が課される場合があります |

## ○ 発令された場合の「火の使用制限」の主な内容

林野火災注意報・警報が発令された場合、区域（森林、原野等）では以下の行為などが制限されます。

警報発令中は、これらの制限が義務となります。

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火（花火）を消費しないこと。
- 3 屋外で火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外においては、引火性・爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 5 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。

※「[火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書](#)」を届け出なければならない。



林野火災注意報・警報の発令状況は、防災行政無線、広報車両の巡回等でお知らせします。

